

教師が生きがいをもって
子どもとかかわれる環境づくりのために！

揖斐郡池田町立学校及び揖斐郡養基小学校養基保育所組合立学校の
教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

揖斐郡池田町教育委員会

揖斐郡養基小学校養基保育所組合立教育委員会

目 次

- 1 計画の趣旨・現状
- 2 目標
- 3 計画の期間
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

○池田町においては、昨年度「池田町教育大綱 令和7年度～令和9年度」を定め「教師が自信をもって教育できる環境の整備を行う」ことを基本理念としている。

○そのためには、教師が自分のもてる力を十分に発揮できるよう、職務環境を整備し、健康で充実感を得られるような職場づくりを目指していく。

(2) 本町の現状

○本町においては、池田町小中学校管理規則において教師の勤務時間について定め、時間外勤務についても目標を設定し、時間外勤務の縮減に向けた取組を行ってきた。

○本町の教師の時間外在校等時間については、令和5年度と令和6年度については以下のとおりであった。

	年平均		月 45h を上回る率		月 80h を上回る率	
	R6	R5	R6	R5	R6	R5
小学校	月 32:59	月 31:43	24%	23%	1%	0%
中学校	月 35:32	月 40:44	29%	42%	1%	5%

- 中学校においては、部活動の地域展開の実施等により改善されてきているが、小学校においては横ばいである。また、時間外勤務の内容については、保護者対応、生徒指導対応、授業の準備等があげられている。
- 今後教育委員会が主体となり、地域との連携も図りながら、町内の学校で統一的に取り組み、教師の心身の健康確保や教職員の資質向上の為の時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

- 本計画において達成する目標は以下の通りである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 池田町小中学校管理規則に定めるように

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 4 5 時間以下の割合を 1 0 0 %にする。
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 3 0 時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 1 0 日以上にする。

- ・毎月実施する「不祥事根絶・メンタルヘルスのセルフチェックシート」における学校に関する項目「学級や校務分掌のことで上手くいかないなど悩みがありませんか」の項目に肯定的な回答をする教職員の割合を80%以上にする。

3 計画の期間

○本計画の期間を以下の通りとする。

今回の「池田町教育大綱」の期間が令和7年度～令和9年度までであることを踏まえ、本計画の期間を令和8年度～令和9年度とする。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

「学校と教師の業務の3分類」が示されている趣旨をいろいろな場で説明し、地域社会からの納得を得るよう努めていく。

イ 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・登下校の通学路における指導が、業務の3分類で「学校以外が担うべ

き業務」となっていることを社会に認識してもらえるよう説明を行っていく。

- ・小学校においては、現在行われている通学路の見守り活動において学校運営協議会で再確認を行い、各種団体等との調整を行う。
- ・中学校の自転車通学者へのマナー指導等については、学校運営協議会で通学路毎の指導方法について検討を行うと共に、生徒会による自主的な交通マナー向上に向けた取組を進める。

◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（3分類②関係）

- ・池田町少年補導員会、「社会を明るくする運動」等の活動と連携を取りながら、加重にならないよう調整しながら実施していく。
- ・揖斐郡学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて再確認を行い、認識を共有する。

◆学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（3分類③関係）

- ・学校徴収金の徴収については、保護者と業者が直接行える方法等の改善方法を検討する。管理については教師以外が対応できる方法について教育委員会を含め検討する。

- ・学校徴収金について歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、令和11年度予算を目処に検討を行う。

◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（3分類④関係）

- ・地域との連携については現在教頭が担当している部分が多いが、業務を整理しながら、徐々に支援員が担えるよう、町教育委員会社会教育課とも連携して検討を行っていく。
- ・今後の池田町の学校のあり方の検討の中で、地域学校協働活動本部の設置やその役割について検討を行っていく。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（3分類⑤関係）

- ・教育委員会が積極的に学校における対応困難な事案への関与を行う。
- ・町教育委員会が設置しているスクールロイヤー窓口の利用を促進し、学校だけで対応する状況をなくすよう努める。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆部活動（「3分類」⑬関係）

- ・池田町に設置されている「池田ジュニアクラブ」を中心として部活動の地域展開を推進する。平日の部活動の地域移行についても令和11年度を目途として地域展開を推進する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

教師の負担軽減に向けて、町全体で取り組んでいる、完全学校閉庁日、教員の定時退校日や学校における留守番電話の設置などの取組みについて、その内容や趣旨について地域社会への周知に努め、地域からの納得を得るよう努める。

◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・現在徐々に進めている教員業務支援員を全校に配置することを目指す。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・町教育委員会に、支援が必要な児童生徒への対応について学校と相談する専門の支援員を配置し学校への支援体制を構築する。
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家との連携の窓口を町教育委員会が勤め、町全体として対応していく体制を整える。
- ・町教育センターを中心として、臨床心理士、大学や専門学校との連携を取り、専門的な知見を生かした指導のできる体制を整備する。

(2) 学校における措置の推進

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数について

ては、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準時数を大幅に上回って編制されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直しを行い、日課表の工夫を行う。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規程を遵守する。また、以下の項目についても取り組んでいく。

- ・1ヶ月時間外在校時間が80時間を超えた教職員に管理職による面接指導を実施し、時間外勤務縮減に向けた取組について相談する。
- ・毎月実施する「不祥事根絶・メンタルヘルスのセルフチェックシート」における「メンタルヘルス」の項目の「よくある」及び「どちらかというところ」とある」に回答した教員について、管理職は面接を行い、該当教職員の業務軽減、健康管理等に向けた面談を行う。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対する取得を促進する。
- ・学校における定時退校日を月2回以上設定こと、長期休業等の期間中に5日間の一斉完全退校閉庁期間の設定することを徹底します。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎月の校長会で課題等の共有を行い、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・教育委員会は、学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保にあたり関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときには当該学校と協力して課題解決に向けて取り組む。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、情報の収集に努めるとともに、必要に応じた課題解決に向けた研修等を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、本町の「業務の3分類」への取組を始め、本計画の趣旨及び内容の周知に努め、地域からの協力を得ながら本計画の実効的な実施に努める。